

## 原子力災害に係る滋賀県広域避難計画（案）

滋賀県原子力防災室

## 前回の見直し検討会議でのご意見等を踏まえた、主な修正ポイント

- 1 U P Z 以遠で避難が必要となる場合を想定し、文言を修正  
(例: 事前対策に係る事項は「関係周辺市」、緊急時の対応に係る事項は「避難対象区域を含む市町」と書き分け)【第2章1、2(2頁)ほか】
- 2 避難単位の修正(避難指示が出る区域=小学校区、避難行動の単位=自治会区)【第2章1(2頁)】
- 3 府県域を超える広域連携のもと、段階的避難の実施方法等を検討することを明記【第2章4(4頁)】
- 4 避難時間推計の成果をもとに、自家用車による避難の問題点を記載とともに、自家用車を使用する場合の例示として「O I L 1に基づく即時避難」を追加。【第3章1-(2)(7頁)】
- 5 鉄道利用の検討を進めることを明記。【第3章1-(1)⑤(7頁)】

## 第1章 総則

## 1 計画の根拠

この計画は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）第2章—第7節—第1—2「広域避難計画の策定」の規定に基づき策定する。

## 2 基本方針

- (1) 県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「滋賀県版U P Z」という。）原子力事業所から放射性物質が放出された後、避難対象区域となった地域の住民についてが、O I L 1に基づく避難、またはO I L 2に基づく一時移転を実施することを前提想定するとともに、事態の規模、時間的な推移に応じて、放射性物質放出前に予防的避難を実施する可能性も考慮する。
- (2) 地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努める。
- (3) 災害の状況に応じて避難先を選択できるよう、複数の選択肢を準備する。
- (4) 緊急時に住民がパニックを起こし、不要不急の避難行動をとることがないよう、平常時におけるリスクコミュニケーションを重視するとともに、

緊急時には、住民に対して的確な情報提供を行うことができるよう準備する。

## 第2章 広域避難体制

### 1 避難の単位

国による避難指示が小学校区単位で行われることを前提に、避難行動は自治会区単位で行うことを原則とする。

ただし、県および避難対象区域を含む市町は、必要に応じ協議を行い、避難行動の単位を変更することができるものとする。

### 2 広域避難計画避難先の事前調整を行うの対象地域および人口

#### (1) 対象地域

県地域防災計画（原子力災害対策編）に規定する原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（以下「滋賀県版UPZ」という。）滋賀県版UPZとする。

滋賀県版UPZを含む包含する市は、長浜市および高島市（以下「関係周辺市」という。）である。

#### (2) 対象人口

長浜市：27,640人、高島市：30,074人

※住民基本台帳人口（平成25年3月31日現在）

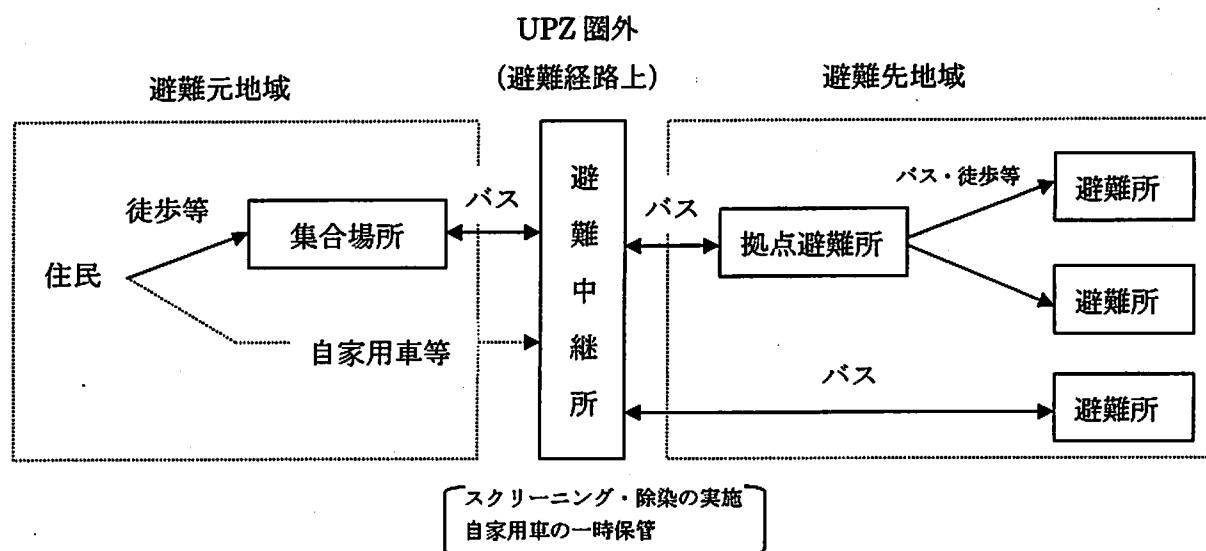
#### (3) 滋賀県版UPZ以遠の地域への対応避難の最小単位

滋賀県版UPZ以遠の地域が避難対象区域となり、広域避難が必要となつた場合、県および当該区域を含む市町は、この計画の規定に準じて、避難先等の調整を行うものとする。

広域避難における避難の最小単位は、自治会区とする。

ただし、県および関係周辺市は、必要に応じ協議を行い、この単位を変更することができるものとする。

### 3-2 広域避難の基本的な流れ



※ 避難用バスは、集合場所～スクリーニングポイント、スクリーニングポイント～拠点避難所を分けて、それぞれにピストン輸送を実施する。

#### (1) 避難元地域から避難中継所への移動

- ① 避難を要する地区の住民は、避難対象区域を含む関係周辺市町の避難計画指示に基づき、あらかじめ定められた集合場所から避難用バスにより避難中継所に移動する。

ただし、地域の状況や時間的制約等により集合場所に移動することが不適当または困難な住民は、自家用車で避難中継所に移動する。

- ② 自家用車で移動した住民は、避難中継所近辺に用意する自家用車一時保管場所に車両を一時保管する。

(2) 避難中継所から拠点避難所（または避難所）への移動

避難者は、避難中継所でスクリーニングを行い、必要に応じ除染を行った上で、あらかじめ定めた拠点避難所（または避難所）に避難用バスで移動する。

### (3) 抛点避难所～避难所

拠点避難所を設けた避難先市町村は、拠点避難所に到着した避難者を、各避難所に移送する。

#### 4 県域を超える広域連携および段階的避難の実施

原子力災害発生時には、全面緊急事態（県地域防災計画（原子力災害対策編）の緊急事態区分を参照のこと。）となった時点で、P A Z（原子力事業所から約5km圏）内の住民等に避難指示が出され、U P Z内は屋内退避の指示が出されることとなる。

その後、事態の進展に応じ、放射性物質が放出された場合には、緊急時モニタリングを実施し、O I Lに基づき避難区域が特定されていくこととなるが、いずれの場合も県外からの避難者が滋賀県内を通過することを想定しておく必要がある。

このことを踏まえ、県は、県域を超えた広域連携を図るとともに、特にU P Z内の避難に際して、不要な混乱を避けるため、段階的避難を実施するための方法等について、福井エリアの関係府県と関西広域連合が参画している国の「広域的な原子力防災に関するワーキンググループ」を中心に検討を進め、今後、この計画に反映していくものとする。

#### 5-3 避難先

##### (1) 緊急時における避難先の決定方針

- ① 県は、関係周辺市町の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県内他の市町への受入れについて優先的に協議することとし、複合災害などにより県内での受入れが困難と判断した場合または受入れ施設が不足する場合に、他府県と避難受入れの協議を行う。
- ② 県は、他府県に避難受入れを要請する場合、災害の状況や緊急時モニタリング結果、S P E E D Iによる放射性物質拡散予測結果等について、総合的に判断し、要請を行う府県を決定する。
- ③ 県が避難先を検討するに当たっては、避難対象区域を含む関係周辺市町と連携を密にするほか、国や関西広域連合等関係機関に対して助言を求めるものとする。

##### (2) 県内他の市町への避難

- ① 県は、避難対象区域を含む関係周辺市町から県内他の市町への避難について協議要請があった場合、大津市、草津市、甲賀市および東近江市を中心協議を行い、状況に応じて他の市町にも協力を求める。
- ② 県は、避難先となる市町に対して、収容施設の供与およびその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。また、この場合、県は避難先の市町

と協議のうえ、避難対象区域を含む関係周辺市町に対して避難所となる施設を示す。

- ③ 避難対象区域を含む関係周辺市町は、県が示した避難所施設の一覧とともに、県および避難先の市町と連携して、各避難所への避難住民の割り振りを行い、県はその結果を避難先市町に連絡する。

なお、避難住民の割り振りを行うに当たっては、地域コミュニティの維持に十分配慮するものとする。

- ④ 関係周辺市は、平常時から避難先として想定する市町と協議を行い、広域あらかじめ避難計画に、避難単位ごとの集合場所や避難先、避難経路等必要な事項を定めておくるものとする。

### (3) 他府県への避難

#### 【関西方面】

- ① 県は、関西方面に避難する必要があると判断した場合、関西広域連合を中心検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき、大阪府に対して避難の受け入れ要請を行うとともに、その旨を関西広域連合に連絡する。

- ② 関係周辺市ごとの大阪府内における受け入れ先市町村は以下のとおりとする。

市名	人口	避難先市町村名
長浜市	2万8千人	大阪市(一部) (中河内地域) 八尾市、柏原市、東大阪市 (南河内地域) 富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、 藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村 (泉北地域) 堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町 (泉南地域) 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
高島市	3万人	大阪市(再掲一部) (豊能地域)

		豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町 (三島地域) 吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町 (北河内地域) 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、 四條畷市、交野市
--	--	--

※避難先市町村ごとの個表詳細は、【別添2-(調整中)】のとおり。

- ③ 大阪府は、府内の避難先市町村が被災等のやむを得ない事情により、関係周辺市につき事前に定めた受入れ可能人数の受入れができないと認めるときは、府内市町村およびカウンターパート県である和歌山県と調整を行い、避難元である県の意見を聴取したうえで、受入れの割当てを見直す。
- ④ 県は、③に規定する意見聴取に対しては、関係周辺市と連携して、「地域コミュニティの維持」という観点から意見を述べる。
- ⑤ 大阪府は、必要な調整を行っても、府内市町村および和歌山県内で受入れを行うことができないと認めるときは、直ちに避難元である県および関西広域連合に連絡する。
- ⑥ 県は、⑤に規定する連絡を受けたときは、関西広域連合に改めて受入れ先の調整を要請する。
- ⑦ 県は、関係周辺市以外の市町が避難対象区域となり、関西方面への避難が必要となった場合には、関西広域連合に受入先の調整を要請する。

### 【中部方面】

県は、中部方面に避難する必要があると判断した場合、「災害時等の応援に関する協定書（中部9県1市）」に基づき、応援要請を行う。

## 第3章 避難手段および避難経路

### 1 避難手段

#### (1) 原則

- ① 避難の実施に当たっては、県および関係周辺市は、避難による渋滞を抑制するため、原則として、バス等の公共輸送手段を活用する。
- ② バスの活用に当たっては、車両の有効活用および車両のスクリーニング・除染の手間を省くため、避難中継所を境に、避難元地域からの移送と、

避難先地域への移送を分けて、それぞれ異なるバスでピストン運行するものとする。

- ③ 県は、複合災害により道路が寸断され、船舶による移送が必要となった場合、「災害時における人員や物資等の輸送に必要な客船等の応援に関する協定書」に基づき、協定の相手方である船舶会社に対して応援を要請する。
- ④ 県は、その他必要に応じ、災害対策基本法第86条の14に基づき、指定公共機関または指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請するほか、国、避難先府県、関西広域連合に対し、鉄道、船舶等も含め、輸送手段の確保の調整を要請する。
- ⑤ 本県はJR等鉄道の利便性が高い地域であることから、県は、今後、鉄道による避難者輸送に係る課題等について検討を行い、今後、この計画に反映していくものとする。  
また、必要に応じて鉄道事業者に協力を求めていくものとする。

## (2) 自家用車利用の抑制および事前の周知

- ① 自家用車による避難については、交通渋滞のほか、駐車場の確保、交通事故の懸念、給油の問題、避難経路見失いによる迷走など様々な懸案事項があることから、自家用車の利用は、放射性物質放出前の予防的避難、〇IL1に基づく即時避難等、時間的制約によりやむを得ない場合や、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊娠婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）のうち、自家用車で移動することが最も合理的と認められる者の場合などに限るものとする。
- ② 県および関係周辺市は、①に掲げる自家用車利用に関する懸案事項を踏まえ、原子力災害においては、バスによる避難をが原則とするであること、やむを得ず自家用車を使用する場合は、できるかぎり乗り合わせること等について、平常時からを住民に対して周知するものとすることで等、不要な自家用車利用の抑制を図る。
- ③② 関係周辺市は、自家用車で避難する場合も、必ず避難中継所を経由すること、自家用車は避難中継所周辺に確保する一時保管場所に一時保管し、避難中継所から先への移動については、避難用バスに乗り換えることについて、平常時からを住民に周知するものとする。  
とともに、緊急時にはそのように避難住民を誘導する。

## (3) 自家用車一時保管場所の確保

県および関係周辺市は、避難中継所近辺で自家用車の一時保管場所として利用できる土地について、あらかじめ調査し、その確保に努める。

#### (4) 避難用バスの確保

- ① 避難用バスは、原則として、県および避難対象区域を含む関係周辺市町が連携して確保する。
- ② 県は、緊急時に避難用バスが不足する場合には、本章1－(1)－④に基づき、避難用バスの確保を要請する。
- ③ 県および関係周辺市は、指定公共機関、指定地方公共機関等と協議し、緊急時における避難手段の確保手順や費用負担、運転手等の被ばく線量の管理の目安等について、あらかじめ協定等の取り決めを行うよう努める。
- ④ 県は、運転手等の被ばく線量管理の目安を超える被ばくが予想される場合等、車両のみ確保でき、運転手の確保ができない場合を想定し、国が自衛隊等から運転手を派遣する仕組みをあらかじめ設けるよう、関西広域連合や関係府県と連携して、国に要請する。

## 2 避難経路

### (1) 原則

- ① 住民避難に当たっては、高速道路、幹線道路を中心にあらかじめ設定した避難経路で避難することとし、避難経路は必ず避難中継所を経由するものとする。
- ② 県は、関係周辺市が避難計画に避難経路を設定するための基本となる主な避難経路を設定するものとし、その設定に当たっては、避難時間推計(E TE)の実施結果を踏まえるとともに、県警察、道路管理者と協議するほか、避難先府県内については、避難先府県・市町村の意見も聴取する。

### (2) 県内他の市町への避難経路

- ① 県があらかじめ定める関係周辺市から県内他の市町への主な避難経路は、【別添1】のとおりとする。
- ② 関係周辺市は、【別添1】の主な避難経路をもとに、それぞれの避難計画において避難行動の最小単位である自治会区ごとに避難経路を設定する。

### (3) 他府県への主な避難経路

- ① 関西方面への避難は、高速道路を活用することを基本として、主な避難経路は次のとおりとする。  
なお、大阪府内における避難経路については、今後、大阪府、道路管理者等と協議のうえ、この計画に記載する。

【長浜市】

北陸自動車道→名神高速道路→京滋バイパス→第2京阪道路  
→近畿自動車道→阪和道（西名阪自動車道）  
※北陸自動車道木之本 IC および長浜 IC の利用は、避難用バスに限るものとし、自家用車は、国道 8 号等により避難中継所に向かうものとする。

#### 【高島市】

国道 161 号→国道 161 号バイパス→名神高速道路

- ② 中部方面への避難経路は、中部方面への避難を実施することを決定した段階で、県が関係周辺市および受入れ先となる県・市の意見を聴取したうえで、高速道路および主要国道を中心に検討し、県警察および道路管理者等と協議の上、決定する。

県は決定した避難経路を関係周辺市に連絡するものとする。

#### （4）災害時における避難経路の再調整

県および避難対象区域を含む関係周辺市町は、避難指示または避難準備情報の発令が見込まれる段階で、事態の進展、避難を要する区域の範囲、道路状況等を勘案し、県警察および道路管理者と協議のうえ、実際の避難経路を決定する。

県外へ避難する必要がある場合には、県は、県外における避難経路について、あらかじめ避難先府県の意見を聴取する。

また、県は、決定した避難経路を避難先となる県内市町または府県に対して連絡するとともに、県内他の市町に対して、避難対象区域、避難先、避難経路等の情報を提供する。

### 3 交通対策

県警察は、避難対象区域を含む関係周辺市町等が避難等の指示を行ったときは、当該避難が円滑に行われるよう、避難用バス等関係車両以外の車両の通行を禁止または制限するなど、必要な交通対策を講じる。

## 第4章 スクリーニングおよび除染の実施体制（避難中継所の設置）

### 1 原則

県は、身体除染、被ばく抑制及および汚染拡大防止を目的として、滋賀県版 U P Z 圏外の避難経路上に避難中継所を設置し、原子力事業者と連携し、

国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、避難住民等のスクリーニングおよび除染を実施する。

## 2 避難中継所の設置場所

(1) 県は、関係機関の協力のもと、避難開始までに、滋賀県版UPZ近傍の避難経路上に次の場所に、スクリーニングおよび除染等を行うための避難中継所を設置する。

【長浜市内】①北陸自動車道長浜インターチェンジ  
②県立長浜ドーム

【高島市内】①道の駅藤樹の里あぢがわ・安曇川図書館  
②新旭体育館・武道館

(2) 県は、事態の進展により増加する避難者を長時間滞留させることなく確実にスクリーニングを実施するため、避難中継所に十分なスクリーニングブースを配置するほか、状況に応じ、避難中継所を増設する。

(3) 県は、避難中継所を増設する場合または、予定していた避難中継所が使用できない場合、滋賀県版UPZ以遠の市町で避難が必要となった場合等を想定して、予備の設置場所をあらかじめ検討し、この計画に反映していく決定しておくものとする。

(4) 県は、避難中継所予備の設置場所の選定に当たっては以下の条件を考慮する。

- 面積（バスの乗換場所となることから大型バスの駐車・行き交いができる空間を確保できること、自家用車の一時保管場所となることから避難中継所及びその近隣で多数の自家用車を駐車できる場所を確保できること）
- 設備（スクリーニング及び除染の実施場所と多数の待機者を収容できる屋内空間とトイレを確保できること）

(5) 滋賀県版UPZ内の住民が避難する場合の避難中継所は、次の場所に設置するものとする

なお、設置場所については、原子力防災訓練等を通じて、より適切な設置場所について継続的に検討していくものとする。

名 称	所 在 地
北陸自動車道長浜インターチェンジ	長浜市口分田町古田 548
県立長浜ドーム	長浜市田村町 1320
新旭体育館・武道館	高島市新旭町旭 818
道の駅藤樹の里あどがわ・安曇川図書館	高島市安曇川町青柳 1162-1

※長浜インターチェンジについては、屋内施設がないことから、近傍の屋内施設の活用についても検討する。

### 3 実施体制の整備

- (1) 県は、スクリーニングおよび除染の実施に要する人員体制や実施手順について、あらかじめマニュアルを定めるとともに、必要な資機材の整備を進める。
- (2) 県は、緊急時にスクリーニングおよび除染の実施に必要な人員・資機材が不足することを想定し、国、他府県、関西広域連合、放射線技師会等と連携し、必要な支援体制の整備に努める。

### 4 スクリーニング実施結果を示す書類の発行

最初のスクリーニングの結果、除染が必要とされた避難者に対しては、適切な除染処置の実施とその後の本人の健康管理に資する資料として記録票(様式は検討中。)を作成し、避難元府県の責任で適切に保管する。

記録票の様式をはじめ、手続の詳細については、別に定めるマニュアルによるものとする。

## 第5章 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

### 1 原則

県は、関係周辺市と連携し、避難指示と併せて安定ヨウ素剤の配布・服用指示が出た場合に、速やかに対応することができるよう、適切な場所に安定ヨウ素剤を備蓄する。

### 2 備蓄場所

滋賀県版UPZ内への配布を前提とした安定ヨウ素剤の備蓄場所は以下のとおりとする。

#### (1) 県の施設

名 称	所 在 地
湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	長浜市平方町 1152-2
高島健康福祉事務所（高島保健所）	高島市今津町今津 448-45
伊香高等学校	長浜市木之本町木之本 251
高島高等学校	高島市今津町今津 1936

①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）

②高島健康福祉事務所（高島保健所）

③U P Z 内の県立高校

## (2) 関係周辺市の施設

①市役所

②市が指定する避難集合場所（一時集結所）

③滋賀県版U P Z 内の小中学校、保育所、幼稚園等

※避難集合場所に指定されている学校については、避難住民への配布分を含む。

## (3) 医療機関

①初期被ばく医療機関（長浜市・高島市内に限る。）

名 称	所 在 地
市立長浜病院	長浜市大戌亥町 313
長浜市立湖北病院	長浜市木之本町黒田 1221
高島市民病院	高島市勝野 1667

市立長浜病院

長浜市立湖北病院

高島市民病院

②二次被ばく医療機関

名 称	所 在 地
長浜赤十字病院	長浜市宮前町 14-7

長浜赤十字病院

## 3 配布場所

緊急時における安定ヨウ素剤の配布場所は以下のとおりとする。

### (1) 県の施設における備蓄分

- ①湖北健康福祉事務所（長浜保健所）（防災業務関係者への配布）
- ②高島健康福祉事務所（高島保健所）（防災業務関係者への配布）
- ③避難中継所（スクリーニング場所での服用確認および未服用者への配布）
- ④UPZ内の県立高校（避難時の生徒・教職員への配布）

### (2) 関係周辺市の施設における備蓄分

- ①市役所（避難時の配布、一時滞在者への配布、防災業務関係者への配布）
- ②避難集合場所（避難時の住民への配布）
- ③UPZ内の小中学校、保育所、幼稚園等（避難時の児童・生徒、教職員等への配布）

### (3) 医療機関における備蓄分

- ①初期被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）

市立長浜病院

長浜市立湖北病院

高島市民病院

- ②二次被ばく医療機関（入院患者、被ばく患者への配布）

長浜赤十字病院

## 4 緊急時における配布および服用の手順

(1) 県は、緊急時における安定ヨウ素剤配布のための手続き等について、あらかじめマニュアルを定めるものとする。

(2) 県は、緊急時における配布および服用を迅速に実施するためには、PAZにおける事前配布の場合と同様に、住民の既往症等の事前確認が不可欠と考えることから、その手続きの具体化および必要な財源措置について、国に要請していく。

## 5 滋賀県版UPZ以遠への対応

安定ヨウ素剤に係る滋賀県版UPZ以遠への対応については、PPA対策に係る国の方針が示された後に検討するものとする。

## 第6章 避難所の設置運営

### 1 避難所の設置運営

(1) 避難所の開設は、避難の受入れ要請を踏まえて、避難先市町村が行う。

(2) 避難所の運営は、開設当初については避難先市町村が行い、できるだけ早期に、避難元の市町や避難住民、ボランティア等による運営に移行する。

(3) 避難所の施設管理は、避難所の運営体制に関わらず、施設管理者が継続して行う。

## 2 拠点避難所の設置

(1) 避難先市町村は、各避難所への移送を行う拠点として、拠点避難所を設置することができる。

なお、県は地理的に不案内かつ遠距離の移動となる他府県への避難を円滑に実施するため、他府県の避難先市町村に対しては、できる限り拠点避難所を設置するよう要請する。

(2) 拠点避難所から各避難所への避難住民の移動手段は、避難先市町村が確保する。

## 3 避難所運営に必要な物資の確保

広域避難を実施した場合、避難所における食糧・毛布等の必要物資については、県および避難対象区域を含む関係周辺市町が迅速に確保する。

その際、必要物資が不足する場合は、国、関西広域連合や関係事業者等に要請するとともに、避難先自治体にも協力を求める。

## 第7章 避難長期化への対応

### 1 二次避難への移行の進め方

(1) 県および避難対象区域を含む関係周辺市町は、避難生活による避難者の負担、避難所を提供する避難先自治体への影響等を考慮し、避難当初から二次避難先の確保に向けた検討を開始する。

(2) 県および避難対象区域を含む関係周辺市町は、避難先自治体の協力を得て、二次避難先の確保に当たり必要となる避難者数および世帯数の把握、各避難世帯の意向把握に努める。

(3) 県および避難対象区域を含む関係周辺市町は、可能な限り早期に二次避

難先への移行を進める。特に小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、その早期解消に努める。

## 2 二次避難先の確保

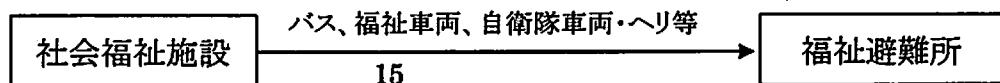
- (1) 二次避難先は県内で確保することとし、県および避難対象区域を含む関係周辺市町は必要に応じ、県内他の市町にも二次避難先の確保を要請する。
- (2) 他府県に避難している場合で、災害の状況から県内での二次避難先の確保が困難なとき、県および避難対象区域を含む関係周辺市町は、避難先府県に対して、二次避難先の確保を要請する。

## 第8章 要配慮者災害時要援護者の広域避難

### 1 基本的な考え方

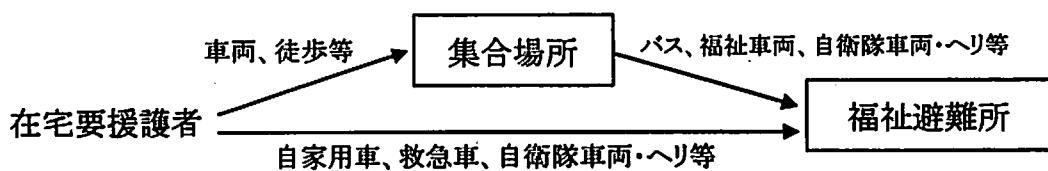
- (1) 避難、とりわけ府県域を越える広域避難については、長距離の移動が避けられないため、避難行動自体がリスクとなる可能性を十分に考慮する必要がある。特に要配慮者災害時要援護者については、移動の困難性やリスクの程度等、それぞれの特性を踏まえた広域避難計画を策定するとともに、避難しなかった場合に比べ、要配慮者災害時要援護者の健康リスクが高まることがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、および安全な搬送手段が確保された後に避難を開始することを明示する必要がある。
- (2) 県は、地域防災計画第2章第7節第3「災害時要援護者等の避難誘導・移送体制等の整備」の規定に基づき、必要な支援等を行うとともに、特に広域避難の検討に当たっては、医療機関や社会福祉施設における避難先施設の確保について、必要な調整を行う。
- (3) 関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」における「災害時要援護者」の区分毎の広域避難の基本パターンは次のとおりであり、要配慮者要援護者の区分に応じて、①迅速な避難の実施、②移動によるリスクの軽減の双方の観点から、避難先・避難手段の確保など十分な準備を行う必要がある。

#### a) 社会福祉施設入所者・通所者



※社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、避難準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

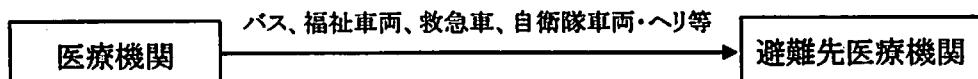
#### b) 在宅要援護者



※介助する家族等がいるかどうかで異なる扱いを検討する必要がある。

※心身の状況により社会福祉施設等への緊急入所や医療機関への入院等の措置が必要な在宅要援護者については、当該措置を講じる。

#### c) 医療機関等入院患者



### 第9章 費用負担

広域避難の受入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用等による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

### 第10章 滋賀県版UPZ以遠の地域への対応適用

滋賀県版UPZ以遠の地域において広域避難が必要となった場合、県は、当該地域を含む市町と連携の上、この計画に基づき準じて必要な対策を講じることとする。

また、この場合、県は当該地域を包含する市町と連携するとともに、必要に応じて国、関西広域連合、その他関係機関に協力を求める。

## **第11章 関西広域連合の「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」との関係**

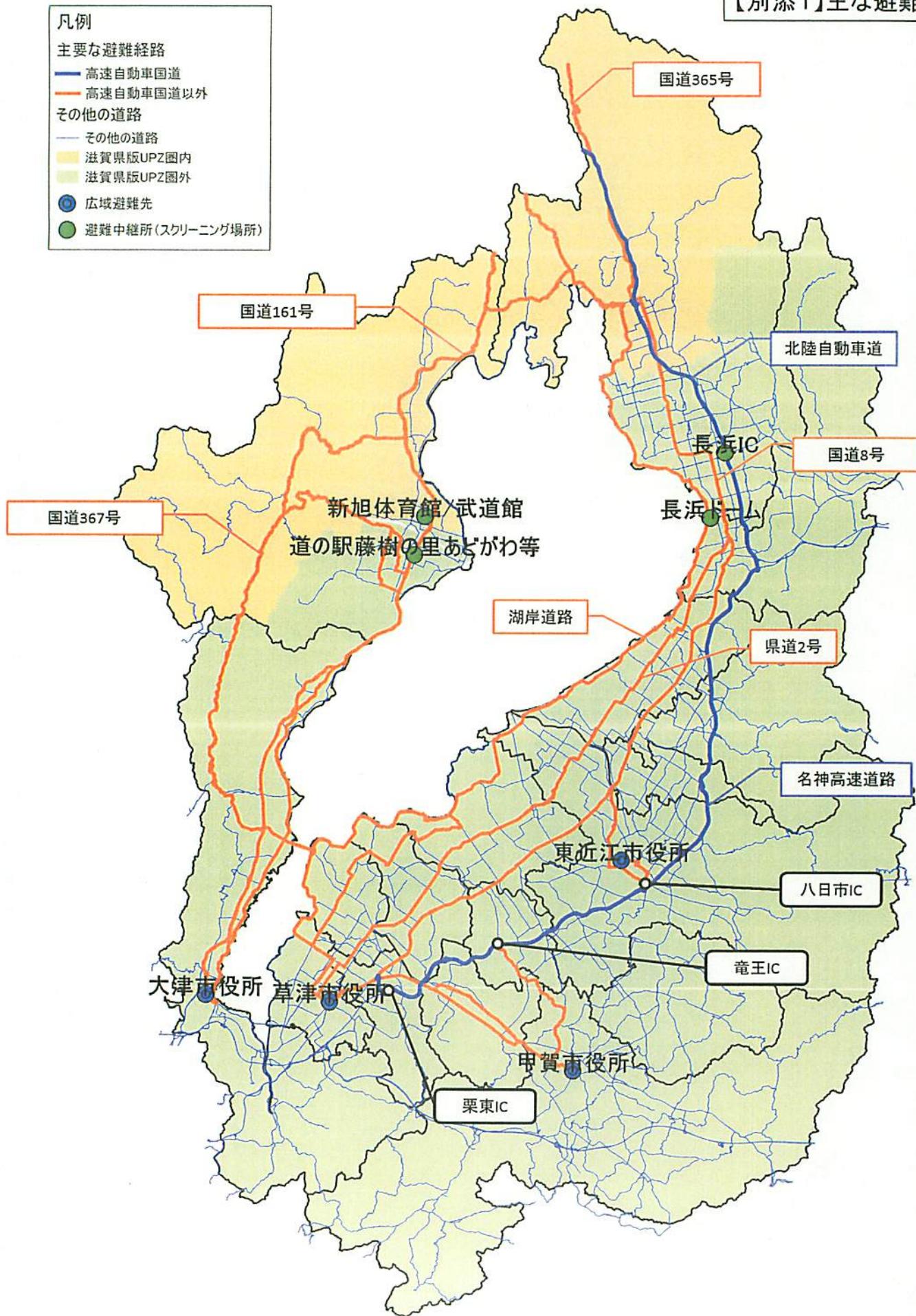
県域を超える広域避難について、この計画に記載のない事項は、関西広域連合を中心に検討している「原子力災害に係る広域避難ガイドライン」に基づき対応することとする。

## **第12章 広域避難計画の見直し**

県は、国の原子力災害対策指針の改定や新たな方針の決定など、様々な状況の変化に対応して、隨時この広域避難計画の見直しを行い、内容の充実を図るものとする。

## 【別添1】主な避難�路

凡例
主要な避難経路
高速自動車国道
高速自動車国道以外
その他の道路
滋賀県版UPZ圏内
滋賀県版UPZ圏外
広域避難先
避難中継所(スクリーニング場所)



## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個別)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		名称	所在地	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口							名称	所在地			
湖北町	小谷	1,109	小谷上山田	282			小谷小学校	長浜市小谷丁野524	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320						
			下山田	120													
			二俣	111													
			小谷丁野	596													
			八日市	284			速水小学校	長浜市湖北町速水2561-1	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320						
			背名	214													
			猪口	166													
			埴津	2,002													
長浜市	西浅井町	4,400	埴津浜	474			西浅井中学校	長浜市西浅井町埴津中312	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548						
			祝山	129													
			岩熊	308													
			月出	31													
			野坂	112			埴津小学校	長浜市西浅井町埴津中41	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548						
			埴津中	171													
			余	330													
			篠福寺	184													
			杏掛	148													
			横波	115			永原小学校	長浜市西浅井町大浦167	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548						
			大浦	901													
			菅浦	164													
			八田部	289													
			山田	105													
計		6,173	西浅井小山	102			永原小学校	長浜市西浅井町大浦167	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548						
			山門	227													
			中	125													
			庄	377													
			瓜山	108													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中経所(ストップ・ポイント)		避難先									
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地						
高島市	朽木村	朽木東小学校	1,729	市堀区	460	朽木中学校	高島市朽木 市堀1055	新旭体育館 (道の駅藤岩の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163						
				宮前坊区	153	やまびこ館	高島市朽木 市堀792												
				上野区	190														
				地子原区	84														
				雲洞谷区	90														
				大野区	66														
				古川区	70	朽木東小学校	高島市朽木 市堀1113												
				岩瀬区	152														
				野尻区	94														
		朽木西小学校	113	荒川区	118	朽木農民 研修センター	高島市朽木 市堀792	【調整中】	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163						
				荒川惣田区	107														
				麻生区	85														
				木地山区	17	朽木西小学校	高島市朽木 中牧187												
				柏区	43														
安曇川町	広瀬小学校	朽木西小学校	1,210	館涼区	17	朽木中学校	高島市朽木 市堀1055	新旭体育館 (道の駅藤岩の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 緑地公園2-163						
				針畠区 (小入谷)	21														
				針畠区 (中牧)	21														
				針畠区 (古屋)	11														
				生杉区	24														
				桑原区	19	平良集会所	高島市朽木 平良100-1												
		広瀬小学校	1,210	下古賀区	333	広瀬小学校	高島市安曇川町 下古賀1182												
				上古賀区	385														
				長尾区	188														
				中野自治会	190														
				ひらこ台住民自 治会	57	安曇川 総合体育馆	高島市安曇川町 田中630-1												
				泰山寺区	57														

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				避難先府県名											
避難元		避難先													
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	集合場所	避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)	避難先								
	人口	人口	人口	名称	所在地	名称	所在地								
高島市	新旭町	8,753	5,586	新旭南小学校	3,167	井ノ口区	235	新旭南小学校	高島市新旭町 新庄853	【調整中】	新旭体育館 (道の駅藤井の里安曇川) 高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大阪市B	鶴見緑地	鶴見区 绿地公園2-163
						安養寺区	615								
						北畠区自治会	652								
						萬園区	1,665								
				木津区自治会	264	新旭北小学校	高島市新旭町 製庭26								
				岡区	257										
				日爪区	111										
				五十川区	409										
				米井区	138										
				辻沢区自治会	214										
				田井区	95										
				木津宮ノ南自治会	44										
				ウッディーバーゲン	74										
				今市区	342										
				平井区	626										
森区	656														
堀川区	492														
霜降区	311														
針江区	483														
山形区	97	湖西中学校	高島市新旭町 北畠564-2												
レインボータウン自治会	82														
やわらぎ北の町自治会	126														
湖畔の郷自治会	182														
深澤区自治会	683	新旭公民館	高島市新旭町 北畠567												
計	11,805		11,805	11,805											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(回票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地							名称	所在地
長浜市	木之本町	木之本	4,892	木之本	2,157	木之本小学校	長浜市木之本町木之本685-1	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	堺市	金岡公園体育馆	北区長崎根町1179番地の18
				千田	410								大浜体育馆	堺区大浜北町5丁7番1号
				黒田	878								家原大池体育馆	西区家原寺町1丁18番1号
				田部	152								「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
				廣瀬	1,295									
	伊香具	伊香具	703	西山	217	伊香具小学校	長浜市木之本町大音1114	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	堺市	金岡公園体育馆	北区長崎根町1179番地の18
				田店	141								大浜体育馆	堺区大浜北町5丁7番1号
				北布施	167								家原大池体育馆	西区家原寺町1丁18番1号
				赤尾	178								「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
				計	5,595								02堺市	02

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難先										
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		集合場所 名稱	避難経路 【調整中】	避難中継所(クリーニングポイント)		避難先	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口			名称	所在地	府県名	市町村名
長浜市	木之本町	607	杉野	607	金店原	173	杉野小学校 長浜市木之本町杉野 489	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉大津市	泉大津市立総合 体育館 宮町2-50
					杉野	349						
					杉本	66						
					音羽	19						
計	607		607									

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中合場所		避難経路		避難中避所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所	
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地			名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地
長浜市	木之本町	1,222	高時	大見	53	高時小学校 長浜市木之本町石道 1079-1	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	和泉市	和泉シティプラザ いぶき野5丁目4-7	「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものという (拠点避難所と避難所 が同一の場合あり)。  拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。
				川合	487								
				古橋	469								
				石道	120								
				木之本小山	93								
	計	1,222		1,222									

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名				避難元				集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		市町村名	所在地	
	人口	人口	人口	人口	人口	人口							名称	所在地			
長浜市	木之本町	337	伊香具	337	大音	337	伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114	【調整中】	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	高石市	慶翠苑(パンセ 羽衣)	羽衣1丁目11— 22	「拠点避難所」とは、各 避難所への移送を行う 拠点として避難先市町 村が設置するものをいう (拠点避難所と避難所 が同一の場合あり)。  拠点避難所から各避難 所へは、避難先市町村 が移送する。	
計	337		337														

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		避難元市町村名		避難元地区名1 (旧市町村名)		避難元地区名2 (小学校区)		避難元地区名3 (自治会区)		集合場所 名称		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント) 名称		避難先 府県名		避難先市町村名		拠点避難所 名称	
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	人口	人口	人口	人口	人口	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地	所在地
長浜市	木之本町	75	伊香具	75	山梨子	33	伊香具小学校	長浜市木之本町大音 1114	飯楠 42	[調整中]	北陸自動車・長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	忠岡町	忠岡町文化会館	忠岡南1丁目18-17	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。		拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
	計	75		75																	

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中経路		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先							
市町名 (旧市町村名)	地区名1 (小学校区)	地区名2 (自治会区)	地区名3 (人口)	集合場所 名称	所在地	名称	所在地	府県名 市町村名	避難先市町村名 名称	所在地					
長浜市	高月町	1,889	高月	1,889	高月	1,889	高月小学校	長浜市高月町高月 738	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	八尾市	八尾市立総合体育館	青山町3丁目5-24
	計	1,889		1,889											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中経由地		避難先		避難先府県名		避難先					
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	人口	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	484	高月	484	馬上	484	高月小学校	長浜市高月町高月738	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	柏原市	市民文化会館	安堂町1-60
	計	484		484											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】選先マッチング(図類)

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先									
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	人口	人口								名称	所在地
長浜市	高月町	758	富永	758	持守	133	富永小学校	長浜市高月町井口 160	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	富田林市	市民総合体育館	美山台4-1
					洞戸	58									
					保延守	163									
					雨森	404									
	計	758		758											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所
	人口	人口	人口				名称	所在地			名称
長浜市	高月	785	富永	785	井口 高月尾山	702 83	富永小学校 長浜市高月町井口 160	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府 河内長野市 市民総合体育馆 大師町25-1
	叶	785		785							「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難先															
避難元		避難先										掲点避難所					
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		集合場所 名称		避難経路 【調整中】		避難中居所(スクリーニングポイント) 名称		府県名	市町村名	掲点避難所 名称		
	人口	人口	人口	人口	人口	人口					所在地	所在地			所在地	所在地	
長浜市	高月町	912	古保利	912	東柳野	372	古保利小学校 長浜市高月町西柳野 38	長浜ドーム 長浜市田村町1320	大坂府 松原市	松原市市民体育館 田井坂1-1-37	「掲点避難所」とは、各避難所への移送を行う掲点として避難先市町村が設置するものという(掲点避難所と避難所が同一の場合あり)。	長浜ドーム 長浜市田村町1320	大坂府 松原市	松原市市民体育館 田井坂1-1-37	「掲点避難所」から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
					柳野中	128											
					高月西野	324											
					片山	88											
	計	912		912													

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難先		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先							
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		集合場所 名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	人口	人口								名称	所在地
長浜市	高月	838	七郎	838	横山	356	七郎小学校	長浜市高月町唐川 248	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	羽曳野市	総合スポーツセ ンター はびきのコロセア ム	南恵我之荘4丁 目237-4
		838		838		130									
		838		838		352									
計	838	838		838											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難員		避難元						集合場所		避難経路		避難中避所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	(市町村名)	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地			名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
		人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口	(自治会区)									名称	所在地		
長浜市	高月	334	七郎	334	坂野	334	七郎小学校	長浜市高月町庶川 248				【調整中】		長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	藤井寺市	市民総合体育館	大井1丁目2-20
	計	334		334															

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中間所(スクリーニングポイント)		避難先									
市町名 (旧市町村名)	地区名1 人口	地区名2 (小学校区) 人口	地区名3 (自治会区) 人口	集合場所 名稱	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所				
											名称	所在地			
長浜市	高月	423	古保利	423	西阿閉	423	古保利小学校	長浜市高月町西阿閉38	[調整中]	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市立総合体育館	池之原四丁目248番地
	計	423		423											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(国県)

避難元府県名		滋賀県		避難元						集合場所		避難経路						避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地							名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所				
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口															名称	所在地	
長浜市	高月	158	古保利	158	西柳野	158	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	【調整中】						長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	太子町	万葉ホール	大字山田104-1	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。		
	叶	158		158																			

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先									
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口							名称	所在地	
長浜市	高月	102	七郷	102	高月布施	102	七郷小学校	長浜市高月町唐川 248	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	河南町	中央公民館	白木1257-1
計	102		102												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名						滋賀県		避難先						
市町名	避難元			集合場所			避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)			府県名	避難先		
	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地	名称		名称	所在地	市町村名		名称	所在地	
長浜市	高月	128	古保利	128	重則	66	古保利小学校	長浜市高月町西柳野 38	【調整中】	長浜ドーム	長浜市田村町1320	大阪府	千早赤阪村	旧千早小学校体育馆 大字東坂388番地
	計	128		128										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	人口	人口							名称	所在地	
長浜市	余呉	1,218	余呉	1,218			坂口	161	長浜市余呉町中之郷 1030	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	岸和田市	総合体育館	西之内町45番1号
							下余呉	459							
							中之郷	598							
計		1,218		1,218											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合は)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難先		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先				
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		集合場所 名称	避難経路 名称	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	人口	所在地					名称	所在地
長浜市	余呂	531	余呂	531			下丹生 鏡岡中学校	111 長浜市余呂町中之郷 1030			北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548
					上丹生 招懸	333 24		【調整中】			大阪府	貝塚市
					苔並	63					総合体育館	島中1丁目13-1
	計	531		531								
<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>												

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名										滋賀県										
避難元										避難先										
市町名	地区名1 (旧市町村名)			地区名2 (小学校区)			地区名3 (自治区)			名称	所在地	集合場所			避難経路			避難中継所(スクリーニングポイント)		
	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口			名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	提点避難所		
長浜市	余呉	467	余呉	467	余呉東野	467	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	【調整中】	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉佐野市	市民総合体育館	新安松1丁目1-22			「提点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(提点避難所と避難所が同一の場合あり)。 提点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
	計	467		467																

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口							名称	所在地	
長浜市	余呉	376	余呉	376	八戸	99	長浜市余呉町中之郷 1030	【調整中】	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	泉南市
	川並	277			鶴岡中学校						市民体育館	橋井2丁目26番 1号
	計	376		376								

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中		避難先									
市町名 (旧市町村名)	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		集合場所 名称	所在地 名称	避難経路		避難中避難所(スクリーニングポイント) 名称	所在地 名称	府県名 市町村名	避難先		
		人口	人口	人口	人口			避難経路	避難先				指定避難所 名称	所在地 名称	
長浜市	余呉	391	余呉	391		因安 池原 小谷	161 133 97	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	【調整中】	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府 阪南市	府立泉島取高校	緑ヶ丘1丁目1-10
	計	391		391											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先											
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	人口	人口	人口	人口	人口	人口								名称	所在地		
長浜市	余呉	367	余呉	367	今市	164	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	[調整中]	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	熊取町	熊取町立総合体育館 「ひまわりドーム」	久保5丁目3-1	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
	計	367		367													

#### 【別添2】避難元・避難先マッチング(回票)

避難元府県名		滋賀県		避難元				集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口									名称	所在地	名称
長浜市	余呉	49	余呉	49	椿坂	49	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	【調整中】		北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	田尻町	田尻町 総合保健福祉センター	嘉祥寺883-1	
	計	49		49											「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。		
															拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中居所(スクリーニングポイント)		避難先		拠点避難所		
市町名	(旧市町村名)	地区名1	地区名2	地区名3	(自治会区)	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地	
長浜市	余呉	113	余呉	113		柳ヶ瀬	69	余呉小学校	長浜市余呉町中之郷 777	【調整中】	北陸自動車道長浜IC	長浜市口分田町548	大阪府	岬町
	計	113		113										
<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>														

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難先						
市町名	避難元		避難中経所(スクリーニングポイント)	避難先				
	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治会区)	名称	所在地	名称	所在地	
高島市	マキノ町	マキノ東小学校	952	海津1区	181	マキノ東小学校	高島市マキノ町 海津2384	
				海津2区	166			
				海津3区	265			
				西浜区	340			
	マキノ町	マキノ南小学校	2,274	中庄区	421	マキノ南小学校	高島市マキノ町 新保887	
				大沼区	216			
				グリーンレイク町内会	208			
				新保区	380			
				湖西平自治会	97			
				【調整中】		新旭体育館 (道の駅藤橋の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町脇柳 1162-1)	
計		2,274	2,274					
「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。								
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。								

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難先												
避難元		避難先												
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	集合場所 名称	所在地	避難経路	避難中起所(スクリーニングポイント)		避難先					
	人口	人口	人口				名称	所在地	府県名	市町村名				
高島市	マキノ町	604	マキノ北小学校	604	山中区 下区 浦区 小荒路区 野口区 野口区 (野口) (路原・国境)	102 142 60 222 43 35	マキノ北小学校	高島市マキノ町 小荒路1046-1	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇 川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	池田市	豊島野公園	天神1丁目7-1
	計	604		604										
<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>														

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		滋賀県		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地							名称	所在地	
高島市	マキノ町	1,061	572	マキノ西小学校	489	蛭口区	489	マキノ中学校	高島市マキノ町 蛭口601	新旭体育馆 (道の駅原木の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	箕面市	第二総合運動場	外院1-2-3
				辻区	48										
				森西区	67										
				沢区	410										
				箱根第2リッヂ ゲート町内会	47										
	計	1,061			1,061										
<p>「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。</p> <p>拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。</p>															

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(西賀日)

避難元府県名 避難元						避難中経所(スクリーニングポイント)						避難先					
市町名 (旧市町村名)	地区名1 (小学校区)		地区名2 (自治会区)		地区名3 (人口)		集合場所 名称	所在地	避難経路 【調整中】	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	名称								名称	所在地		
高島市	マキノ町	143	マキノ西小学校	143	マキノマロンガーデン マキノグランデ白百合	84 59	マキノ西小学校	高島市マキノ町守久保552-1		新旭体育馆 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	豊能町	高山コミュニティーセンター	高山10		
	計	143		143													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元						集合場所		避難経路		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地							名称	所在地	
高島市	マキノ町	54	マキノ北小学校	54	在原区	54	マキノ北小学校在原分校	高島市マキノ町在原506	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳1162-1)	大阪府	能勢町	能勢町淨るりンスター	宿野30
	計	54		54											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スリーニングポイント)		避難先			
市町名 (旧市町村名)	人口 (小学校区)	地区名1	地区名2	地区名3	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
		(小学校区)	人口	(自治会区)	名称	所在地	名称	所在地			名称	所在地	
高島市	マキノ町	マキノ西小学校	842	大字白谷	116	マキノ西小学校	高島市マキノ町守久保552-1	新旭体育馆 (3の駅脇の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町守柳 1162-1)	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1 -1
				白谷長寿苑 ・町内会	48								
				守久保区	195								
				石堀区	139								
				上闘田区	91								
				下闘田区	82								
				牧野区	171								
		マキノ東小学校	701	マキノ駅西 自治会	140	マキノ土に学ぶ里研修センター	高島市マキノ町蛭口 260-1	新旭体育馆 (3の駅脇の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町守柳 1162-1)	大阪府	吹田市	万博公園駐車場	千里万博公園1 -1
				高木浜1丁目	368								
				高木浜2丁目	193								
	計	1,966	1,966	知内区	423								

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(回収)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路	避難中継所(スリーニングポイント)		避難先					
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所 名称	所在地		
高島市	今津町	2,214	今津東小学校	2,155	中浜区	205	今津東コミュニティーセンター	高島市今津町中沼1丁目4-1	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町4丁目1-1		
					北浜区	185								
					南浜区	401								
					松陽台区①	1,200								
					松陽台区②	164								
			今津西小学校	59	途中谷	1	ECC学園高等学校	高島市今津町板川1512-1	新旭体育館 (道の駅藤井の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	高槻市	市立総合スポーツセンター	芝生町4丁目1-1
					板川区	58								
	計	2,214												

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名				避難元				集合場所		避難経路		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		名称	所在地	
	(田市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口							名称	所在地			
高島市	今津町	1,694	今津北小学校	1,694	酒波区	132	今津北小学校	高島市今津町日置前100	新旭体育馆 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町宵柳1162-1)	大阪府	茨木市	西河原公園	城の前町1	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
					平ヶ崎区	174											
					望みの郷 自治会	146											
					北仰区	105											
					新田区	81											
					桂区	208											
					北深清水区	211											
					南深清水区	257											
					三谷区	265											
					構区	115											
	計	1,694		1,694													

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元						集合場所		避難経路		避難中経所(スクリーニングポイント)			避難先			
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		市町村名	名称	所在地		
		人口	人口	人口	人口							名称	所在地					
高島市	今津町	654	今津北小学校	654	伊井区	235	今津北小学校	高島市今津町日置前100	新旭体育館 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町育柳 1162-1)	大阪府	摂津市	三宅スポーツセンター	千里丘東1-17-46	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。	拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。		
					北林区①	96												
					北林区②	100												
					北仰東自治会	223												
計	計	654	計	654	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(仮票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路	避難中居所(スキーリングポイント)		避難先		拠点避難所			
市町名	地区名1 (旧市町村名)	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	名称	所在地		名称	所在地	府県名	市町村名	名称	所在地		
高島市	今津町	185	今津東小学校	185	大供区	185	今津東保育園	高島市今津町住吉2丁目16-5	新旭体育馆 (道の駅藤岩の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	島本町	島本町ふれあいセンター	桜井3丁目4-1
	計	185		185										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難元		避難先		避難元府県名		避難先									
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	集合場所		避難経路	避難中継所(スクリーニングポイント)		府県名	避難先		拠点避難所	
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口		所在地	名称		名称	所在地		市町村名	名称	所在地	
高島市	今治町	882	今治東小学校	882	榮区①	200	高島高等学校	高島市今治町 今治1936	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤枝の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	守口市	大枝公園	東光町3-1	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
榮区②	200																
榮区③	198																
東区①	160																
東区②	134																
	計	882		882													

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難先		避難中居所(スクリーニングポイント)		避難先									
市町名	(旧市町村名)	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所		
		人口	(小学校区)	人口	(自治会区)	人口	(自ら会区)								名称	所在地	
高島市	今津町	2,531	今津東小学校	1,955	武末区	205	今津働く女性の家	高島市今津町今津1640	今津中学校	高島市今津町弘川924	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤壺の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町育柳 1162-1)	大阪府	枚方市	枚方市立総合体育馆	中宮大通4丁目10-1
					弘川区	549											
					湖西ニュー タウン自治会	199											
					杉沢区①	189											
					杉沢区②	218											
					杉沢区③	251											
					浜分区①	144											
					川尻区	65											
					浜分区②	135											
					今津井ノ口区	128											
					中ノ町区	136											
					今津辻区	120											
					角川区	88			今津西小学校	高島市今津町保坂796-1	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤壺の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町育柳 1162-1)	大阪府	枚方市	枚方市立総合体育馆	中宮大通4丁目10-1
					天増川区	16											
					保坂区	53											
					杉山区	35											
	計	2,531		2,531													

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先									
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	避難経路	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	人口	名称								名称	所在地
高島市	今津町	1,581	今津東小学校	1,581	南新保区	416	今津東小学校	高島市今津町弘川59	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤井の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	寝屋川市	(旧)明徳小学校	明徳1丁目1-1
					市ヶ崎区	273									
					新保守区	132									
					カームタウン区	324									
					東新町区①	200									
					東新町区②	236									
	計	1,581		1,581											

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう（拠点避難所と避難所が同一の場合あり）。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(個票)

避難元府県名		避難元		集合場所		避難経路		避難中経所(スクリーニングポイント)		避難先	
市町名 (旧市町村名)	地区名1 人口	地区名2 (小学校区)	地区名3 (自治区)	名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
										名称	所在地
高島市	今津町	825	今津東小学校	825	天神区① 240	今津労働者体育センター	高島市今津町 今津1952-1	新旭体育馆 (道の駅藤田の里安曇川) 高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	大東市	深北緑地 2・3・4・5丁目
					天神区② 139						
					今津中野区① 60						
					今津中野区② 240						
					宮西区 146						
	計	825		825							

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。  
拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難元		避難中経路		避難先府県名		避難先						
市町名	地区名1 (旧市町村名)		地区名2 (小学校区)		地区名3 (自治会区)		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	人口	人口	人口	人口	名称	所在地							名称	所在地
高島市	今津町	719	今津東小学校	719	高生区	156	今津上体育馆 高島市今津町上弘部486	【調整中】	新旭体育馆 (道の駅藤樹の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町青柳 1162-1)	大阪府	門真市	門真市立門真市民プラザ	北島546番地
					梅原区	127								
					下弘部区	283								
					梅原团地 自治会	107								
					大床区	46								
					—	—								
	計	719		719										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図票)

避難元府県名		滋賀県		避難元		集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先		
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所	
	(田市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口							名称	所在地
高島市	今津町	393	今津東小学校	393	岸路区	230	今津上体育馆	高島市今津町上弘部486	新旭体育馆 (道の駅藤井の里安曇川)	高島市新旭町旭818 (高島市安曇川町脇柳1162-1)	大阪府	四條畷市	市民総合センター	中野3丁目5-25
	計	393		393										

「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものをいう(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。

拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。

## 【別添2】避難元・避難先マッチング(図表)

避難元府県名		避難元					集合場所		避難経路		避難中継所(スクリーニングポイント)		避難先			
市町名	地区名1		地区名2		地区名3		名称	所在地	名称	所在地	府県名	市町村名	拠点避難所			
	(旧市町村名)	人口	(小学校区)	人口	(自治区)	人口							名称	所在地		
高島市	今津町	489	今津東小学校	489	西区①	400	高島高等学校	高島市今津町 今津1936	新旭体育馆 (道の駅姫路の里安昙 川)	高島市新旭町旭818 (高島市安昙川町青柳 1162-1)	大阪府	交野市	交野市立総合体育施設駐車場	向井田 2-5-1	「拠点避難所」とは、各避難所への移送を行う拠点として避難先市町村が設置するものという(拠点避難所と避難所が同一の場合あり)。 拠点避難所から各避難所へは、避難先市町村が移送する。	
	計	489		489	西区②	89										